

令和7年度 直方第二中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に対する基本的な考え方

(1) いじめ防止対策推進法制定の定義

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域・学校において、様々な取組が行われてきた。つまり、いじめの問題は心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」・「いじめは卑怯な行為である」・「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

(2) 学校いじめ防止基本方針

① 目的

法制定の意義や国・福岡県・直方市の基本方針を参考に、学校においても法を踏まえた対策が、総合的かつ効果的に推進されるようにするため、国・福岡県・直方市の方針に沿って「学校いじめ防止基本方針」を策定することで、いじめの問題への取組の強化を図る。

② いじめの定義と理解

(定義) 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校・中学校・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

③ いじめの防止等に関する基本的な考え方

国の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止・早期発見・いじめへの対処・地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものであり、学校・地方公共団体・社会に、法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や生徒をきめ細かく見守る体制の整備・教職員の資質能力向上などを図っていく。

《いじめ防止のための校内推進構想モデル》

未然防止

いじめを許さない 学校づくり

◇生徒理解を深め、生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒間の信頼関係づくりや生徒相互の人間関係に努める。
◇いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るように努める。
◇いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

校内いじめ対策委員会

校長、教頭、主幹教諭、補導、学年主任、学年生徒指導担当教諭、養護教諭、生徒支援担当、スクールカウンセラー
〈内容〉
・いじめ防止の全体計画の策定
・いじめ発見のための調査
・関係機関との連携
・保護者への対応
・いじめ事案への対応や指導方針等の協議等

早期発見・早期対応

◇「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
◇いじめは「どの子にも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、学校における教育相談体制を充実させ、生徒の悩みを受け止める体制を整備する。
◇学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
◇いじめの事実関係究明に当たっては、実態の把握を生活かつ迅速に行う。
◇いじめを認知した場合、被害者の立場に立った指導を行う。
◇学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに、市町教育委員会の指導助言を仰ぎ、連携して対応する。
◇いじめ問題の解決後も継続的な指導支援に努める。

いじめへの対応

◇相談・通報等を受けた場合、その状況や対応の経験等について適切な処置により客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに学校の設置者に報告する。
◇被害生徒の権利利益を擁護するための配慮として、学校の設置者と連携し、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に引き続き努める。
◇加害生徒に対しても、教育的配慮のもと別室指導等、毅然とした対応を行う。また、教育上必要がある時は、学校教育法11条に基づき児童生徒に対して懲戒を加える。

いじめの把握

共通理解の醸成

取組の推進

職員会議

学年会

組織的
対応

関係者への対応

重大事案の対応

◇重大事態に係わる学校が調査を行う場合の設置と事実関係の調査。
◇学校が調査を行った場合の関係児童生徒及び保護者への情報提供。
◇重大事態の発生に伴う、市町教育委員会を通じた市町長への報告。

保護者

◇いじめの事実を正確に伝える。
◇本人の絶対を守るという姿勢を示す。
◇教職員のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
◇信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

いじめられた生徒

◇受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。
◇安心：具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
◇自信：良い点を認め、励まし、自信を与える。
◇回復：人間関係の確立を目指す。
◇成長：本人自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。

観衆・傍観者

◇グループ等への指導。
◇学校全体への指導。
・具体的事実に基づき話し合う。
・自分の問題として考えさせ、「いじめは絶対に許されない行為」であることに気づかせる。
・日頃から人権意識感覚を育む取り組みの充実を図る。
◇学年及び学校全体への指導を行う。

いじめられた生徒

◇確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
◇傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。
◇内省：いじめられた子どものつらさに気づかせる。
◇処遇：課題解決のための援助を行う。
◇回復：体験活動等を通じて所属感を高める。また、心理的ケアを十分に行う。

保護者

◇いじめの事実を正確に伝える。
◇保護者の心情【怒り、不安、自責の念等】を理解する。
◇子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

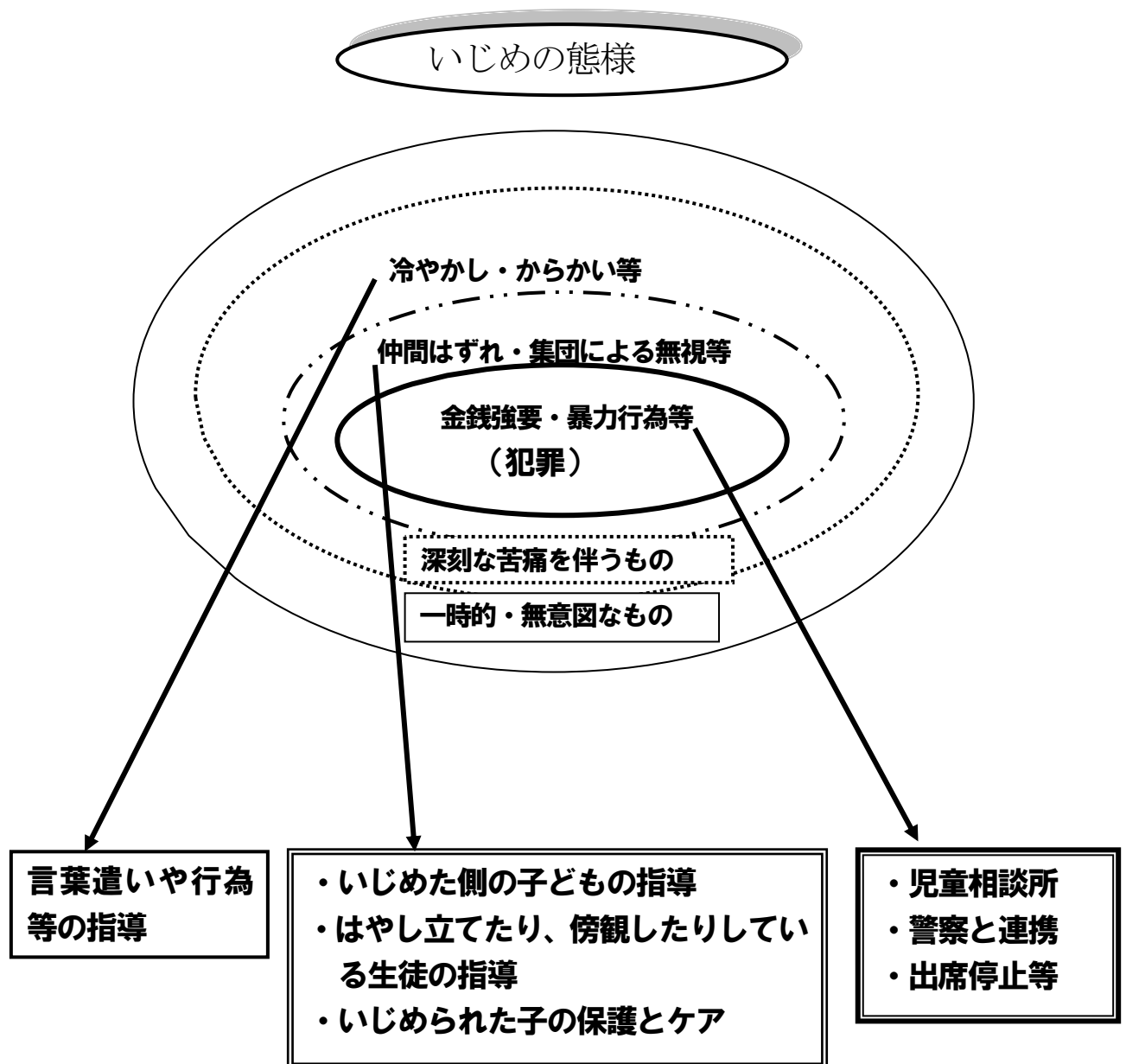
家庭・地域・関係機関との連携

《いじめの防止等のための基本的な方針（概要）》

いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

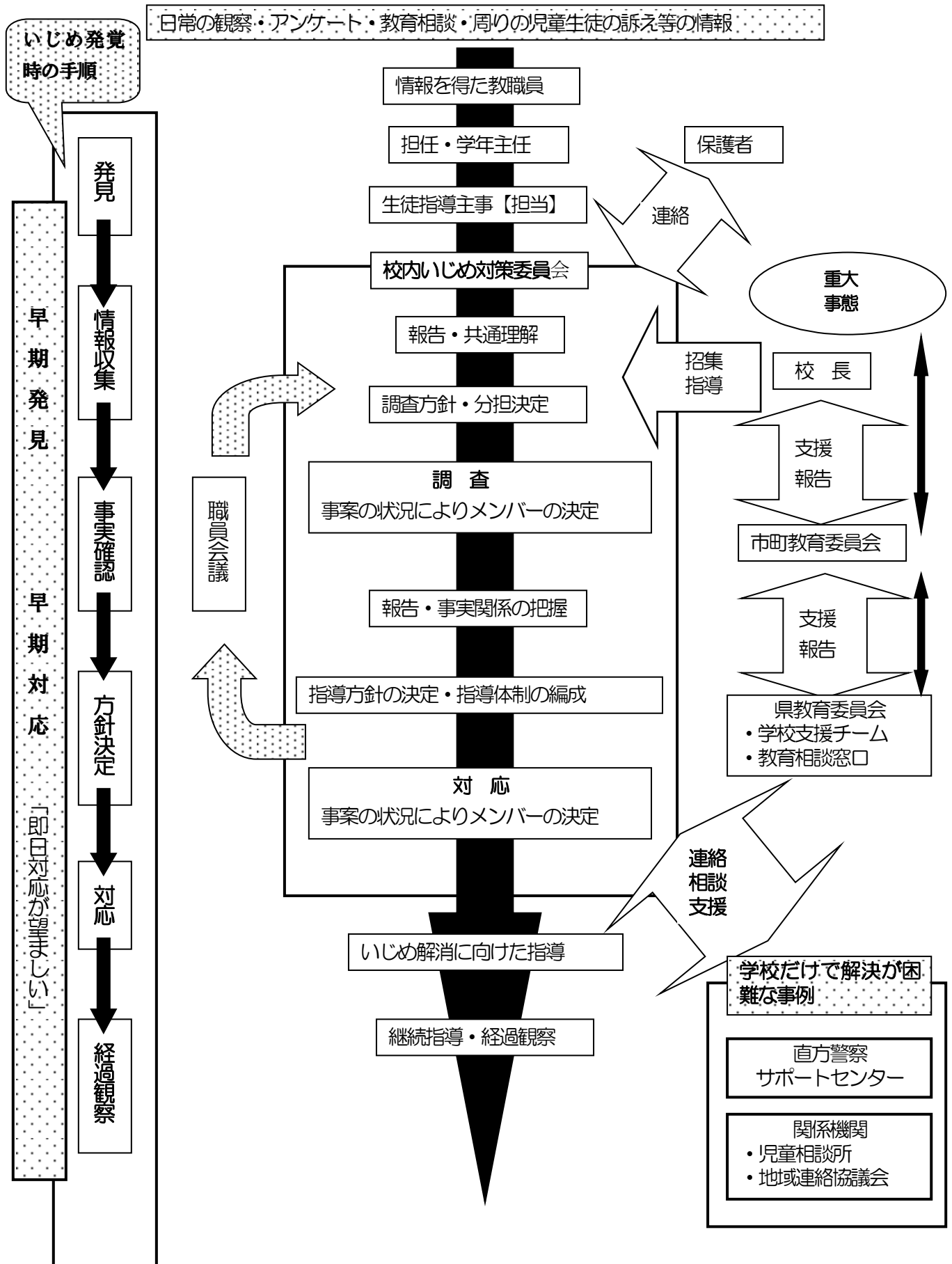
- 学校いじめ防止基本方針の策定
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- 学校におけるいじめの防止等に関する措置

i) いじめの未然防止 ii) 早期発見 iii) いじめへの対処



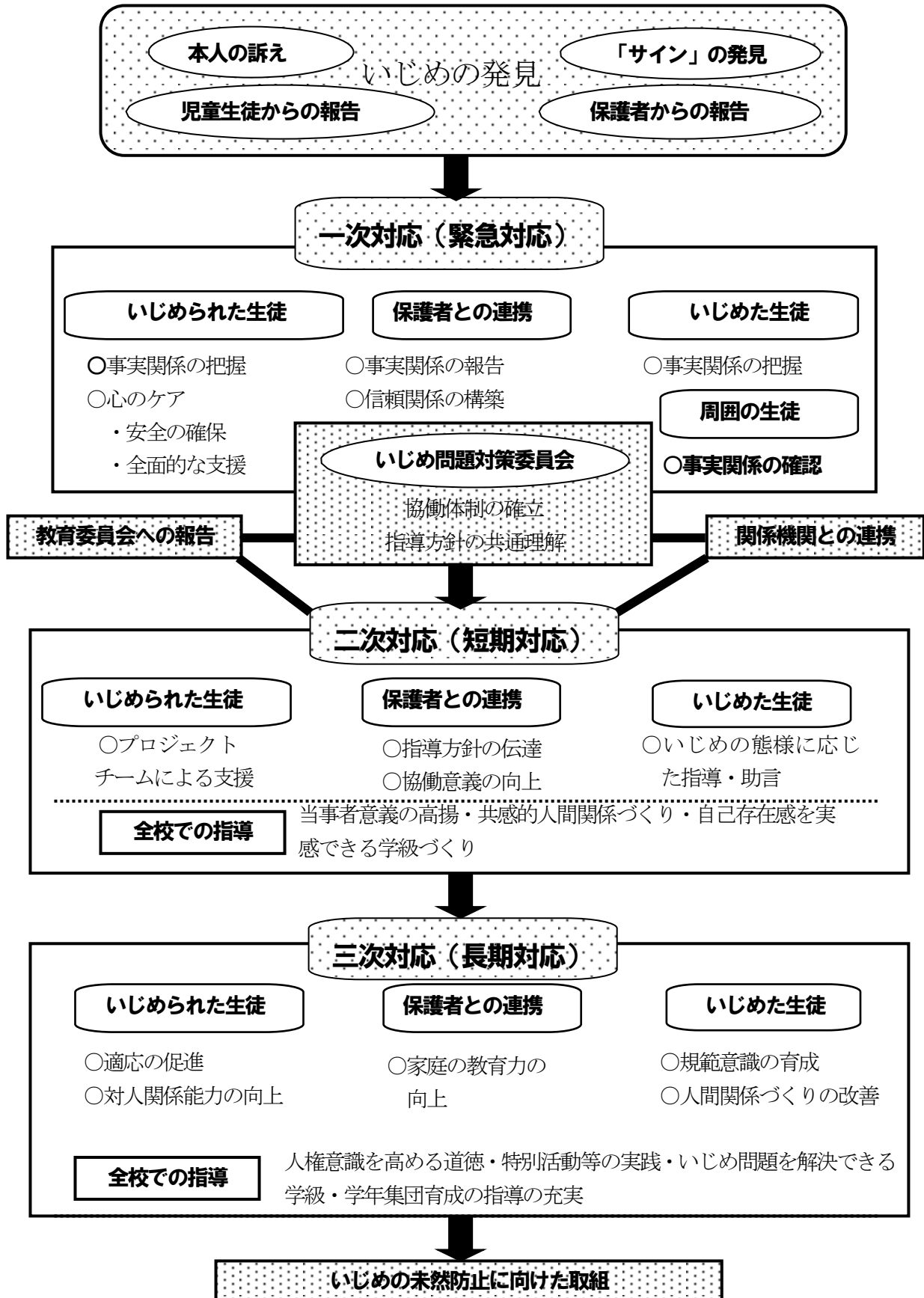
2 いじめ対応マニュアル

直方市立直方第二中学校



再発防止・未然防止活動

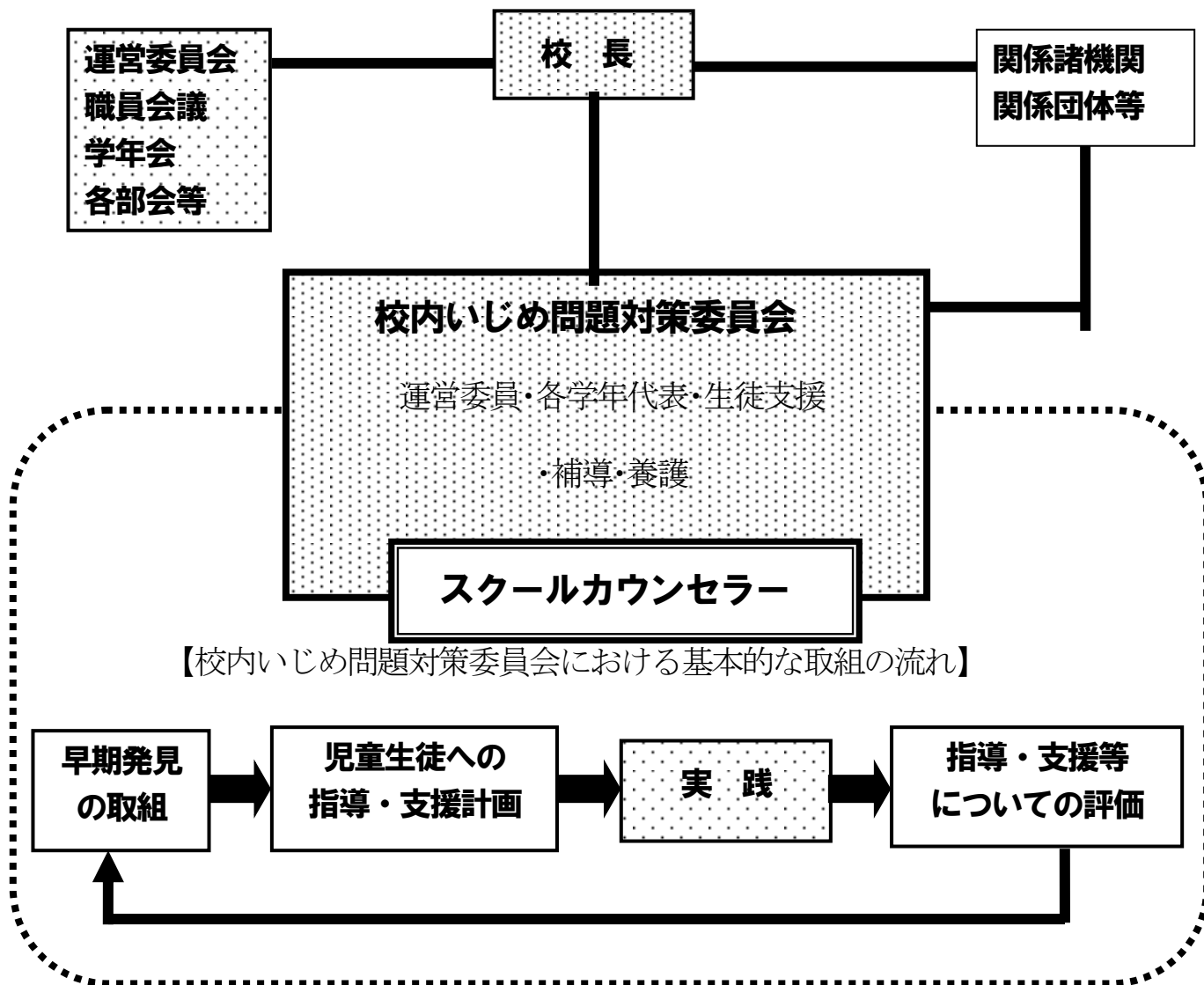
《いじめの問題への対応の手順》



3 いじめの防止等の対策

学校の組織的指導体制

校内いじめ問題対策委員会を中心とした指導体制と取組



(1) 学校いじめ防止等の組織の設置

① 直方市立直方第二中学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

関係機関等との連携や支援、調査の実施等いじめの問題への対処を強化するため、福岡県及び直方市との対策組織と連携する「いじめ問題対策委員会」を設置する。

《不登校・いじめ問題対策委員会》

【校長、教頭、主幹教諭、補導、学年主任、学年生徒指導担当教諭、養護教諭、生徒支援担当、スクールカウンセラー】で構成する。

※ 不登校・いじめ問題対策委員会は月に1回開催する。

※ スクールカウンセラーの日程により変更有

《生徒指導委員会》

【校長、教頭、主幹教諭、補導、学年主任、学年生徒指導担当教諭、養護教諭、生徒支援担当、スクールカウンセラー】で構成する。

※ 生徒指導委員会は毎週開催する。（毎週水曜日 1校時）

※ 必要な場合は、直方警察署や飯塚少年サポートセンター・児童相談所を加えて連携を図る。

② 取組状況の評価と検証

学校基本方針に基づく学校いじめの問題への取組状況を学校自己評価表を活用して、評価するとともに、「不登校・いじめ問題対策委員会」において、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を指導の改善に生かすように努める。（学校生活アンケート・無記名アンケート等）

③ 関係機関との連携

直方市いじめ問題対策連絡協議会・直方市いじめ問題専門委員会・スクールカウンセラー・弁護士等との連携を行う。

(2) いじめ防止のための取組

① いじめを生まない教育活動の推進

■ 人間スキル育成の取組

教員と生徒、生徒相互の豊かな人間関係を醸成するために、生徒の発達段階に即した人間関係づくりのトレーニング等の充実に努めるとともに、受容的・共感的理解に立った学級経営や望ましい集団活動を通して学級集団づくりに努める。また、「生徒の興味・関心や考え方、感じ方の違いを大切に授業」・「課題意識を大切に問題解決的な授業」・「体験的な活動を取り入れた授業」等により、一人一人の良さや可能性を生かすようにするとともに、集団宿泊的な行事や奉仕的活動等の体験的な活動を通じて、生徒一人一人の存在感や連帯感を育てる等の人間関係づくりに努める。

■ 生命尊重や思いやりの心を育てる道德教育の推進

命を考える教育週間を設定し、学校教育のあらゆる場面で、生徒の発達段階に応じて、生命に対する畏敬の念を培うとともに、命の尊さや他を思いやる心を育む道德教育を充実させる。また、道德の時間の指導の充実に図り、人間としての在り方生き方等について考えさせ、生徒の自覚を高めるように努める。また、道德的実践の指導の場として、勤労・奉仕活動等を地域活動と関連させて設定し、飼育栽培や勤労・奉仕体験等の充実に図る。

■ 基本的生活習慣や規範意識の育成

学校だよりや家庭用リーフレットを活用して学校と家庭との連携を図りながら、基本的な生活習慣育成の取組の充実に努める。また、教科・道德・総合的な学習の時間等の関連を図り、全教育活動を通じて、挨拶の励行・決まりの遵守・正義感等の規範意識を高め、一人一人が心豊かでたくましく生きる力を育てる。

■ 学級・学年集団の育成

「学校生活アンケート」の調査結果や相談ポストの活用等による学級・学年課題に気づく取組の充実を図るとともに、学級活動において、課題を解決する話し合い活動を設定し、生徒の自主的・実践的な活動の充実を図る。学習においては、小集団学習や発表会、話し合い活動を通して、生徒が相互に交流できるような場面を設定し、お互いの意見や感想を認め合えるような集団づくりの育成に努める。

■ 生徒の連帯感や存在感・達成感を高める体験・自治的活動の推進

生徒の連帯感や存在感及び達成感を高めるために、人間関係づくりと学校行事の連携を図る。また、生徒会による「命の大切さ」・「いじめに関する話」・「いじめ撲滅運動」等を学期はじめの全校集会や生徒集会・生徒総会等で実施する。

② いじめの早期発見

- ◆ 日頃から些細な兆候を見逃さず、早い段階から的確な人間関係を持つなど、いじめを積極的に認知する姿勢を持って、生徒の実態把握に努める。
- ◆ いじめの疑いがある場合やいじめを認知した場合には、不登校・いじめ対策委員会に報告を行う。
- ◆ 「学校生活アンケート」（無記名アンケートも含む）を2カ月に1回行う。「学校生活アンケート」には必ず「いじめ」に関する項目を挿入する。
- ◆ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2点の要件が満たされていることを適切に見定め、判断する。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする。）
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

□ いじめの早期発見のための視点

日常の学校生活と比べて、表情や言動に変化がないか注目する。	○ 日頃と違う表情（視線に注目）をしていませんか。 ○ 理由のはっきりしない遅刻や欠席がありませんか。 ○ 落ち着きがない、おどおどしている等の様子がありませんか。
他の生徒と比べて違った言動や表情に注目する。	○ グループを作るときに、いつも最後まで残っている生徒がいませんか。 ○ 友達からの挨拶や言葉かけが少ない生徒はいませんか。
特定の生徒への対応の差異に注目する。	○ 一緒に遊んでいる友達に、異常なほどの気遣いをしていませんか。 ○ 特定の生徒が失敗すると、やじられたり、笑われたりしていませんか。
学級の雰囲気注目する。	○ 学級全体に無気力感が漂っていませんか。 ○ 一部のボス的な生徒を中心に小集団化して、相互の対立や享楽的雰囲気はありませんか。

③ いじめの早期対応

- ◆ 週1回の生徒指導委員会及びそのうち月1回の「いじめ問題対策委員会」を行う。
- ◆ 学校だけでは対応が困難な事案に対しては、スクールカウンセラーや外部関係機関との連携を図る。

④ 生徒理解と教育相談体制の整備

- ◆ 学期末には全員の生徒が担任等と相談できる、教育相談週間を設定する。
- ◆ 週1回のスクールカウンセラーを活用する。
- ◆ 二中ノートや班・個人ノートを活用する。

⑤ 職員研修の充実

- ◆ 学校基本方針の共通理解をはじめ、いじめの防止等の対策に関する校内研修会を実施する。（年間計画に記載する）

⑥ 保護者・地域等への働きかけ

- ◆ 基本方針の具体的内容については、学校ホームページに掲載するとともに、学校通信やPTA新聞等で周知を図る。
- ◆ いじめに関したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布などの支援を継続し、啓発運動を推進する。
- ◆ 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組を推進する。

4 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ◆ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。（例えば）
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ◆ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

- ◆ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものであるとして報告・調査等に当たる。

(1) 学校の設置者又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

- 重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに直方市教育委員会に事態発生について報告する。
- 直方市教育委員会の判断に基づき、学校が調査主体となった場合、学校に対して、必要な指導、また、人的措置も含めて適切な支援を行い、事態への対処及び再発防止のための調査を行う。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに明確にするように努める。
- いじめられた生徒又は保護者が望む場合には、第28条第1項の調査に並行して、知事又は直方市による調査が実施される場合、調査対象となる生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図り実施する。
- 調査主体とならなかった場合、資料を提供する等、積極的に調査に協力する。

② 調査を行うための組織

- その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに校長は、調査のための組織を編成する。
- 学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織は、「いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法で組織する。

I いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)

「調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。また、いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。」

II いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

(自殺の背景調査における留意事項)

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

直方市又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われどのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

「これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。」

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を行う。

② 調査結果の報告

調査結果については、直方市に市長及び福岡県教育委員会に報告しなければならない。また、説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて直方市の市長等に報告する。

5 年間取組計画

月	いじめ対策委員会	未然防止		早期発見
			職員研修	
3	・いじめ防止基本方針原案作成	・生徒会の取組 (いじめ啓発活動について) ・保護者へチェックリストの配布 (いじめ、アクション3)	・学校基本方針(原案)検討	
4	・学校基本方針の検討、決定 ・学校HPやPTA総会等で保護者に周知 ・全校集会「校長講話」	・対面式、部活動紹介の取組 ・縦割りブロック活動 ・ソーシャルスキルトレーニング活動 ・スクールカウンセラーとの連携 ・状況に応じて、外部機関との連携	・基本方針の周知徹底 ・職員会議等での情報交換	・保護者面談
5	・学校生活アンケート①の結果分析	・体育会の取組 ・生徒集会「生徒会からの話」 ・スクールカウンセラーとの連携 ・状況に応じて、外部機関との連携(検証と改善策) ・職員会議等での情報交換	・未然防止、早期発見についての校内研修(マンツーマンの取組)	・学校生活アンケート①
6	・学校生活アンケート②の結果分析 ・学校通信(未然防止)	・スクールカウンセラーとの連携 ・状況に応じて、外部機関との連携 ・人権学習		・学校生活アンケート② ・教育相談
7	・無記名アンケートの①結果分析 ・1学期の総括 ・学校通信(早期発見)	・生徒会(呼びかけ運動) ・夏休みの宿題(ポスター、標語等) ・保護者へチェックリストの配布 ・情報モラル学習 ・スクールカウンセラーとの連携 ・状況に応じ、外部機関との連携	・1学期の総括 ・会議(常時、計画的に行う)	・学校生活アンケート③(無記名アンケート①) ・保護者会、懇談会

8	・学校HPで「1学期の取組と2学期に向けて」での周知	・生徒会リーダー研修会 ・スクールカウンセラーとの連携 ・状況に応じて、外部機関との連携	・スクールカウンセラーによる研修会 ・専門家を招いての研修会	
9	・学校生活アンケート④の結果分析	・規範意識育成研修会 ・スクールカウンセラーとの連携 ・状況に応じて、外部機関との連携 ・修学旅行（2年）	・いじめ防止の研修会	・学校生活アンケート④ ・教育相談 ・メンタルケア週間（1・2年）
10	・啓発リーフレットの配布 ・学校通信（いじめ撲滅月間） 学校生活アンケート⑤の結果分析	・合唱コンクールの取組 ・暴力団排除教室（薬物乱用防止） ・スクールカウンセラーとの連携 ・状況に応じて、外部機関との連携		・学校生活アンケート⑤ ・教育相談
11	・学校生活アンケート⑥の結果分析 ・学校通信（保護者との連携）	・スクールカウンセラーとの連携 ・状況に応じて、外部機関との連携		・学校生活アンケート⑥ ・教育相談 ・メンタルケア週間（3年）
12	・無記名アンケート②の結果分析 ・2学期の総括	・生徒会選挙 ・新生徒会役員によるリーダー研修会（次年度の取組） ・保護者へチェックリストの配布 ・スクールカウンセラーとの連携 ・状況に応じて、外部機関との連携 ・人権学習	・2学期の総括（検証と改善策） ・職員会議等での情報交換 ・学校自己評価の結果分析	・学校生活アンケート⑦（無記名アンケート②） ・保護者会
1	・学校HPで「2学期の取組と3学期に向けて」での周知 ・学校生活アンケート⑧の結果分析	・薬物乱用防止教室 ・スクールカウンセラーとの連携 ・状況に応じて、外部機関との連携	・職員会議等での情報交換	・学校生活アンケート⑧ ・3年保護者会
2	・学校生活アンケート⑨の結果分析	・3年生を送る会の取組 ・スクールカウンセラーとの連携 ・状況に応じて、外部機関との連携 ・人権学習	・次年度に向けての情報交換	・教育相談 ・学校生活アンケート⑨
3	・学校生活アンケート⑩の結果分析 ・次年度基本方針の検討	・1年生夢授業 ・2年生高校生に学ぶ ・3年生を送る会 ・卒業式 ・スクールカウンセラーとの連携 ・状況に応じて、外部機関との連携	・次年度に向けての情報交換 ・本年度の総括（学校自己評価の検証と改善策）	・学校生活アンケート⑩